

愛媛県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例及び愛媛県地域改善対策奨学金等貸与条例を廃止する条例の一部を改正する条例新旧対照表

愛媛県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例（昭和49年12月20日条例第44号）の一部改正 第1条に係る部分

新	旧
<p>（奨励生の採用）</p> <p>第2条 修学奨励資金の貸与を受ける者（以下「奨励生」という。）は、次の各号に掲げる要件を備える者のうちから、選考のうえ、採用する。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) _____国 又は _____県からの奨学資金等の貸与又は _____給付を受けていない者であること。</p> <p>附 則</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>2 平成16年度以前に高等学校の定時制の課程及び通信制の課程に入学した者に係る第2条第4号の規定の適用については、同号中「国又は県」とあるのは、「国、県、独立行政法人日本学生支援機構又は独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）附則第10条第1項の規定による解散前の日本育英会」とする。</p>	<p>（奨励生の採用）</p> <p>第2条 修学奨励資金の貸与を受ける者（以下「奨励生」という。）は、次の各号に掲げる要件を備える者のうちから、選考のうえ、採用する。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) <u>日本育英会法（昭和59年法律第64号）による学資の貸与又は国若しくは県からの奨学資金等の貸与若しくは給付を受けていない者であること。</u></p> <p>附 則</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>2 この条例は、昭和49年4月1日以後に高等学校の定時制の課程の第1学年に入学した者及びこれらの者の属する年次の在學生となつた者について、当該入学し、又は<del>在學生となつた日の属する月の修学奨励資金から適用する。</del></p>

愛媛県地域改善対策奨学金等貸与条例を廃止する条例（平成14年3月26日条例第28号）の一部改正 第2条に係る部分

新	旧
<p>附 則</p> <p>1 省略</p> <p>2 平成14年3月31日において高等学校、大学又は高等専門学校に在学し、現に廃止前の愛媛県地域改善対策奨学金等貸与条例（以下「旧条例」という。）の規定により地域改善対策奨学金（以下「奨学金」という。）の貸与を受けている者に係る当該奨学金の貸与については、旧条例第3条から第8条まで、第14条及び第15条の規定は、そ</p>	<p>附 則</p> <p>1 省略</p> <p>2 平成14年3月31日において高等学校、大学又は高等専門学校に在学し、現に廃止前の愛媛県地域改善対策奨学金等貸与条例（以下「旧条例」という。）の規定により地域改善対策奨学金（以下「奨学金」という。）の貸与を受けている者に係る当該奨学金の貸与については、旧条例第3条から第8条まで、第14条及び第15条の規定は、そ</p>

新	旧
<p>の者が当該学校の課程を修了し、又は退学するまでの間に限り、なおその効力を有する。この場合において、旧条例第3条第4号中「日本育英会法（昭和59年法律第64号）の規定による学資の貸与」とあるのは、「独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）第14条の規定による学資の貸与、同法附則第14条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同法附則第15条の規定による廃止前の日本育英会法（昭和59年法律第64号）第22条の規定による学資の貸与若しくは独立行政法人日本学生支援機構法附則第16条の規定によりなお従前の例によることとされる学資の貸与」とする。</p>	<p>の者が当該学校の課程を修了し、又は退学するまでの間に限り、なおその効力を有する。</p>
<p>3 省略</p>	<p>3 省略</p>